

障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について（令和7年4月から）

・指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業員であって下記の資格を有し、専ら指定居宅介護の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置する。

サービス提供責任者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）										国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科を履修した者	
			居宅介護従業者養成研修 課程（1級） 〔注2〕	居宅介護従業者養成研修 課程（2級）	訪問介護員（1級）	訪問介護員（2級）	介護職員基礎研修	（居宅介護職員初任者研修 （旧2級ヘルパー）	介護職員初任者研修	（同行援護従業者養成研修 （一般課程）	〔注1〕 行動援護従事者養成研修	（基礎研修及び実践研修）		
居宅介護	○	○	○		○		○							
重度訪問介護	○	○	○	[注6]	○	[注6]	○	[注6]	[注6]					
同行援護	[注5]	[注5]	[注5]	[注5] [注6]	[注5]	[注5] [注6]	[注5]	[注5] [注6]	[注5] [注6]	[注7]				○
行動援護	[注4]	[注4]	[注4]	[注4] [注6]	[注4]	[注4] [注6]	[注4]	[注4] [注6]	[注4] [注6]		[注3]	[注3]		
重度障害者等包括支援	相談支援専門員の資格を有し、3年以上の実務経験〔注8〕													

〔注1〕平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

〔注2〕看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者は、居宅介護従業者養成研修の1級課程の修了の要件を満たすものとする。

〔注3〕知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に3年以上（540日以上）従事した実務経験がある者

〔注4〕令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に5年以上（900日以上）従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。

〔注5〕同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了者

なお、令和7年4月1日以降、「同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者で、3年以上視覚障害者の介護等の業務（※）に従事した者」であれば、同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者として取扱われる。

※ 視覚障害者の介護等の業務：同行援護、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等

〔注6〕実務経験3年以上。

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。

〔注7〕令和7年4月1日以降、「同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者」であれば、注5に記載のとおり、『同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者』として取扱われることから、同行援護サービスのサービス提供責任者として従事できる。

〔注8〕重度障害者等包括支援の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上ある者

【配置基準】 * 次のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

〔居宅介護・行動援護・同行援護〕

- ① 当該事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人配置
- ② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又は450時間毎に1人配置
- ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人配置
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所の利用者の数が50人又はその端数を増す毎に1人配置

〔重度訪問介護〕

- ① 当該事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人配置
- ② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又は1,000時間毎に1人配置
- ③ 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人配置

障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について（令和7年4月から）

・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

・厚生労働大臣が定める者を定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）

サービス種別	サービス提供者	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）										「みなし証明者」（各サービス） 〔注4〕	知的障害者、 視覚障害者、 全身性障害者、 修了した者 〔注10〕	視覚障害者、 全身性障害者、 知的障害者、 修了した者 〔注11〕		
				居宅介護従業者養成研修課程（1級） 〔注1〕	旧訪問介護員養成研修修了者（1級） 〔注1〕	介護職員基礎研修	（旧）2級介護ヘルパー （旧）2級介護ヘルパー 〔注1〕	介護職員初任者研修	（旧）3級介護ヘルパー （旧）3級介護ヘルパー 〔注1〕	居宅介護従業者養成研修課程（3級） 〔注1〕	旧訪問介護員養成研修修了者（3級） 〔注1〕	行動援護従業者養成研修 〔注2〕	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修） 〔注2〕				同行援護従業者養成研修一般課程 〔注3〕	重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程） 〔注3〕
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	○	○	○	30%減算	30%減算	30%減算				[注5]	30%減算		
	家事援助	○	○	○	○	○	○	○	10%減算	10%減算	10%減算				10%減算	10%減算		
	通院介助	身体介護 あり	○	○	○	○	○	○	○	30%減算	30%減算	30%減算				[注5]	30%減算	30%減算
		身体介護 なし	○	○	○	○	○	○	○	10%減算	10%減算	10%減算				10%減算	10%減算	10%減算
乗降介助	○	○	○	○	○	○	○	10%減算	10%減算	10%減算				10%減算	10%減算	10%減算		
重度訪問介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	[注6]	○		
行動援護	[注8]	[注8]	[注8]	[注8]	[注8]	[注8]	[注8]	[注8]				[注7]	[注7]					
同行援護	[注9]	[注9]	[注9]	[注9]	[注9]	[注9]	[注9]	[注9]	10%減算 〔注9〕	10%減算 〔注9〕	10%減算 〔注9〕			○	10%減算 〔注9〕	[注11]	○	

[注1] 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者は居宅介護従業者養成研修の1級課程の修了の要件を満たすものとする。

[注2] 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

[注3] 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

[注4] 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを都道府県知事が証明した者

[注5] 身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者となり、所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定、所要時間3時間以上の場合には638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

[注6] 加算対象者に対するサービス提供については、重度訪問介護従事者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程の修了者であることが必要となる。
※加算対象者：重度障害者等包括支援サービス費に規定する利用者の支援の度合に相当する心身の状態にある者

[注7] 知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に1年以上（180日以上）従事した者

[注8] **令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に2年以上（360日以上）従事した者は、行動援護のホームヘルパー要件を満たしているものとする。**

[注9] 当該資格を有したうえで視覚障害者・児の福祉に関する事業に直接処遇職員として1年以上（180日以上）従事した者

[注10] 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者、全身性障害者、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者又は受講中の者であって、平成18年10月1日以降、当該研修を修了した者

[注11] 「旧視覚障害者外出介護従業者養成研修」を有したうえで、視覚障害者・児の福祉に関する事業に直接処遇職員として1年以上（180日以上）従事した者

※知的障害者・児又は精神障害者に対する直接支援業務の例

【知的障害者・精神障害者に対する直接支援業務】

[対象事業]

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助等に相当する事業

[職種]

ホームヘルパー、生活支援員等を行う業務

【知的障害児に対する直接支援業務】

[対象事業]

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所等に相当する事業

[職種]

保育士、児童指導員等を行う業務

【実務経験及び日数換算について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。